

2023 年度半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

クレディ・スイス・エイ・ジー（以下「当社」といいます。）は、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 の規定に基づき、2023 年度半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出し、関東財務局長よりその承認をいただきましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる半期報告書

2023 年度半期報告書（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日）

2. 延長前の提出期限

2023 年 10 月 2 日（月）

3. 延長後の提出期限

2023 年 11 月 20 日（月）

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、スイス連邦銀行及び貯蓄銀行法に基づき、連結中間財務諸表を事業年度開始日から 6 ヶ月が経過した日以後 2 ヶ月以内に開示することが要求されており、これまで通常、当該期間内（8 月 31 日まで）に米国会計基準（以下「US GAAP」といいます。）に基づく連結中間財務諸表を開示しています。しかし、2023 年 6 月 12 日付で当社の当時の親会社であるクレディ・スイス・グループ AG が UBS グループ AG（以下「UBS」といいます。）に吸収合併されたことにより、UBS の完全子会社となったことに伴い、当社は、当該連結中間財務諸表を含む当社の 2023 年度第 2 四半期に係る Financial Report（以下「2Q23 Financial Report」といいます。）の公表をやむを得ず 1 ヶ月延期せざるを得なくなりました。これにより、当社は、国際会計基準（以下「IFRS」といいます。）に基づき財務諸表を作成している UBS が法定期限である同年 8 月 31 日までに第 2 四半期の連結決算発表ができるよう、先んじて IFRS に基づく第 2 四半期の連結財務諸表を作成し、その後従来通り当社の US GAAP に基づく連結中間財務諸表の作成を開始することが可能となりました。これを受け、当社は、スイス金融市場監督当局（FINMA）より、2023 年 9 月 30 日までスイスでの連結中間財務諸表の開示を延期することについて、承認を受けております。

当社の金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項に基づく 2023 年度半期報告書の提出期限は 2023 年 10 月 2 日ですが、上記スイスにおける開示の延期に伴い、日本の法律事務所等は、当社の 2Q23 Financial Report の完成後に翻訳その他の作業を開始せざるを得ないことから、上記の期間にて提出期限の延長を申請し、この度承認を受けました。

5. 今後の見通し

当社は、2023 年上期に係る半期報告書を 2023 年 11 月 20 日（月）までに提出する予定です。

以上